

西東京剣道連盟称号候補者推薦内規

【令和4年5月称号審査：参考配付】

本内規については現行どおり変更はありませんが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置として受審資格が緩和されています。

西東京剣道連盟の本年度の合同稽古会についても現在まで実施できていないため、合同稽古会3年で5回以上の資格基準の適用は行いません。

1 受審資格

(1) 東京都剣道連盟における級位・段位・称号の審査等に関する規定および実施要項第21条第2項の資格を有する者。

前項の資格(第21条第2項)は次による

錬士…東京都剣道連盟が認める審判講習会を3回以上(有効期間3年)受講し、かつ加盟団体等の主催する大会において5回以上の審判歴を有する者

教士…東京都剣道連盟が認める指導者講習会を3回以上(有効期間3年)受講し、かつ加盟団体等の認める指導場所において週1回、1年以上の指導歴を有する者

(2) 西東京剣道連盟において錬士・教士称号の推薦条件について

西東京剣道連盟の登録会員であって、次の条件を満たしている者。

① 剣道の指導的立場にあり、社会的見識を持つ者

② 西東京剣道連盟の活動に貢献している者

[合同稽古会3年で5回以上 各行事への参加・協力]

③ 受審資格の東京都剣道連盟が認める審判・指導者講習会3回以上の受講については、東京都剣道連盟、西東京剣道連盟の共催する講習会の受講を原則とする。

(やむを得ず他団体で受講するときは、西東京剣道連盟事務局を通じて申し込むこと)

※西東京剣道連盟では対象者を称号推薦委員会に諮ったうえ推薦条件、受審資格、実施要領に該当すると認められた者について東京都剣道連盟へ推薦する。

2 実施要領

(1) 錬士を受審しようとする者の備えるべき要件

① 剣道実技の修練を続けている者

② 剣道の指導的立場にある者として、社会的識見に富み、健全な社会生活を営む者

③ 加盟団体が行う講習を受け、錬士として必要とされる、日本剣道形・審判法・指導法の知識、実技について能力の認定を受けている者

(2) 教士を受審しようとする者の備えるべき要件

① 剣道実技の修練を続けている者

② 錬士以下を指導する立場にある者として、社会的識見に富み、健全な社会生活を営む者

③ 全剣連または加盟団体が行う講習を受け、教士として必要とされる、日本剣道形・審判法・指導法の知識、実技について能力の認定を受け、かつ剣道の指導および審判の経験を有する者

※23年度より、中級上級ともに、認定者ならびに認定の条件を充たした者について、「全剣連社会体育指導員(上級)認定者は剣道称号「教士」筆記試験の免除、「全剣連社会体育指導員(中級)認定者は剣道称号「錬士」の小論文提出免除の対象者とする。(写添付)